

番号	1、6
項目	<p>1、コロナ禍の下で、国保料の大幅連続値上げと減免改悪をもたらす「国保府内統一化」に突き進めば、被保険者の生活、健康が脅かされる。大阪府に「国保府内統一化」は中止するよう求め、法定外任意繰り入れや財政調整基金を活用し、直ちに国保料を協会けんぽ並みに引き下げること。</p> <p>6、2022年度より実施される未就学児の均等割軽減を府独自で拡充し、18歳まで対象とするよう大阪府に求めること。</p>
<p>(回答)</p> <p>国民健康保険は、国民皆保険制度の根幹として極めて重要な役割を果たしておりますが、加入者に高齢者や低所得者が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えております。加えて、高齢化の進展や社会情勢の変化に伴い、一市町村で長期に安定した運営を行うことは困難であり、このままでは国民皆保険の維持すら難しい状況となっております。</p> <p>このような中で、平成27年5月29日公布の「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」において、国保の財政基盤の強化を図るとともに、平成30年度から国保財政運営の都道府県単位化が実施されました。</p> <p>都道府県単位化にあたり、大阪府においては、府内市町村の保険料は、被保険者間の負担の公平性の観点から、府内のどこにお住まいでも「同じ所得・同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」とすることとしており、本市としても府の方針に沿った対応を行っており、具体的には、府が算定する「事業費納付金」及び「標準保険料率」に基づき、令和5年までの経過措置期間を経て「府内統一保険料率」となるよう改定を行っていくこととしています。</p> <p>国民健康保険の事業運営は、保険料と国庫支出金等で賄うことが原則であり、事業を安定して運営していくためには、被保険者の方にも応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えますが、本市におきましては、被保険者のみなさまの保険料負担が急激に増えないよう、令和2年度に引き続き、激変緩和措置（約14億円）を講じるなど、令和3年度当初予算では、約350億円の市税等を一般会計から繰り入れ、負担軽減に努めています。</p> <p>また、本市といたしましては、中間所得者層の保険料負担の緩和や今後の医療費の増嵩などに耐え得る財政基盤の強化を図るため、更なる財政支援の拡充を求めるとともに、医療保険制度間の保険料負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国民健康保険の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化など制度の抜本的な改革の実現について、引き続き国に要望を重ねてまいります。</p> <p>子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入とそれに伴う財政支援について、令和4年度より未就学児までの均等割保険料の5割を公費により軽減されることとなっておりますが、子育て世帯の負担軽減を図るためには、未就学児のみならず、さらなる軽減措置の拡充が必要であることから、国に対し要望を行っているところです。</p>	

加えて、大阪府に対しましても、軽減措置拡充について、国へ働きかけるよう要望を行っているところです。

担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理グループ） 電話：06-6208-7961
----	---

番号	2
項目	「中小・小規模事業者に対する『持続化給付金』の生活保護制度上の取り扱いについて」(2020年5/7付厚労省事務連絡)の趣旨を踏まえ、国保料の算定にあたっては国や自治体からの給付金・時短協力金等を所得に算入しないこと。
	(回答) 国民健康保険料の算定に用いる所得金額につきましては、国民健康保険法施行令において地方税法に規定する総所得金額等とされていることから、本市においても、保険料算定を適切に実施してまいります。
担当	福祉局・生活福祉部 保険年金課 (保険グループ) 電話：06-6208-7997

番号	3
項目	<p>国民健康保険、介護1号被保険者、後期高齢者医療保険（以下国保、介護、後期）のコロナ減免を来年度も延長し、下記の通り拡充すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入減少見込みは、2019年との比較も可能とすること。 ・事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入だけでなく、雑収入のフリーランスや給与収入から事業収入になった自営業者なども対象となるよう、労働の実態を見て柔軟に判断すること。 ・恒常的低所得者（前年の所得額や世帯合計所得金額がゼロやマイナスとなる人）も対象とすること。 ・主たる生計維持者の他に世帯に生計維持者があり、それらの合計収入が3割以上減少する場合も減免対象とすること。 ・国保、介護、後期それぞれで申請書類や収入算定方法が異なることは被保険者にとって大きな負担である。札幌市のように申請書類と添付書類を一本化し、被保険者の負担軽減に努めること。
	<p>(回答)</p> <p>令和4年度の国民健康保険及び後期高齢者医療制度における新型コロナウイルス感染症の影響による減免につきましては、国から減免基準が示されましたが、具体的な取り扱い等について、大阪府を通じて国に確認を行っております。</p> <p>本市においての取り扱いが決定しましたら、ホームページ等を用いて周知・広報させていただきます。</p> <p>なお、申請書等につきましては、それぞれ制度が違うことから、各担当あてに提出していただくこととなります。</p>
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7997

番号	3
項目	<p>国民健康保険、介護1号被保険者、後期高齢者医療保険（以下国保、介護、後期）のコロナ減免を来年度も延長し、下記の通り拡充すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入減少（見込み）は、2019年との比較も可能とすること。 ・ 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入だけでなく、雑収入のフリーランスや給与収入から事業収入になった自営業者なども対象となるよう、労働の実態を見て柔軟に判断すること。 ・ 恒常的低所得者（前年の所得額や前年の世帯合計所得金額がゼロやマイナスとなる人）も対象とすること。 ・ 主たる生計維持者の他に世帯に生計維持者があり、それらの合計収入が3割以上減少する場合も減免対象とすること。 ・ 国保、介護、後期それぞれで申請書類や収入算定方法が異なることは被保険者にとって大きな負担である。札幌市のように申請書類と添付書類を一本化し、被保険者の負担軽減に努めること。
	<p>（回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症にかかる介護保険料の減免につきましては、国の基準により実施することとしており、収入減少（見込み）は、前年との比較としています。 ・対象となる事業収入等につきましては、事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入に限定されています。収入が減少見込みで、コロナ減免の対象とならない場合、本市が実施している保険料軽減制度をご案内させていただきます。 ・前年所得額等がゼロ以下になる場合には対象となりません。 ・減免の適用の可否につきましては、主たる生計維持者の収入減少により判定することとなります。なお、主たる生計維持者については、申請書に記載の内容をもとに世帯の実情に応じて確認することとしています。 ・介護保険の減免申請書につきましては、他の制度の申請書様式と少し異なりますが、添付書類については、「国保の減免申請書に添付した資料の確認に同意」する欄を設けております。同意いただければ、添付書類を既に提出していただいている場合は国保の減免申請書に添付した資料を確認させていただくこととしております。なお、申請につきましては、各担当あてに申請いただくようお願いいたします。 <p>令和4年度の新型コロナウイルス感染症にかかる介護保険料の減免につきましては、引き続き、国の動向を注視してまいります。</p>
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	4
項目	<p>コロナ減免の要件を満たさない場合は、所得減少減免等の減免制度を積極的に活用すること。コロナ禍の状況を鑑み、減免は申請月に関わらず、年度当初まで遡って適用すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>保険料の全額負担が困難な世帯については、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し減免制度を実施しております。</p> <p>市町村が行う保険料の減免につきましては、法令等の規定に基づき、条例の定めるところにより申請によって減免することとされています。このため、所得減少減免につきましても、減免を受けようとする月の納期限までに申請書を提出しなければならないとしています。なお、減免の対象となる保険料は、特別な事由がない限り申請のあった月以降の保険料を対象としているところであり、引き続き適正に実施してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7997</p>

番号	4
項目	<p>コロナ減免の要件を満たさない場合は、所得減少減免等の減免制度を積極的に活用すること。コロナ渦の状況を鑑み、減免は申請月に関わらず、年度当初まで遡って適用すること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>収入減少等された方で保険料減免についてご相談があった際は、コロナ減免の要件を満たさない場合でも、本市の従来の減免制度の適用が可能でないかについて確認させていただきます。なお、所得減少減免等の減免適用開始月は申請日の属する月となります。ただし、やむを得ない事情が認められる場合はその事実が発生した日の属する月となります。</p>
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059</p>

番号	5
項目	国保の傷病手当金を被用者だけでなく、事業主やフリーランスを含め全ての国保加入者を支給対象とすること。また、コロナ感染症以外のケガや病気も対象とした上、恒久化すること。
	<p>(回答)</p> <p>国民健康保険における傷病手当金制度は国の新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対応策に基づく、緊急的・特例的な措置により実施しています。</p> <p>国民健康保険にご加入の被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに、療養のため就労することができず、給与を受けられない場合に支給することとしています。自営業者やフリーランスへの適用拡大については、今後の国の動向を注視してまいります。</p>
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課 (給付グループ) 電話：06-6208-7967

番号	7
項目	<p>感染拡大防止には、全ての市民に医療へのアクセスを保障することが不可欠である。短期証の留め置きは中止し、資格書になっている世帯を含め全ての世帯に保険証を郵送すること。資格書による受診であっても保険証とみなし対応すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>国民健康保険料収入の確保は単に財政面だけでなく、被保険者の負担の公平性を確保する観点からも重要であり、適切な収納対策は保険者としての責務であると認識しております。</p> <p>本市では、納期限までに保険料を納付していただけない世帯に対して、督促状を送付するとともに、電話等による納付の督促を行っています。</p> <p>これによっても納付いただけずに滞納状態が改善されない世帯に対して、催告書を送付して納付を促すとともに、被保険者証の有効期限切れ前に「短期有効期限被保険者証（短期証）」を交付する旨を文書によりお知らせして接触を図り、その世帯の実情把握に努めるとともに必要に応じて減免制度や分割納付による納付方法をお示しするなど、各種相談を実施することにより滞納状況が改善するよう努めています。</p> <p>短期証の交付後もなお、特別の事情もなく、長期（1年以上）にわたって滞納している世帯に対しては、国民健康保険法の定めにより、被保険者証の返還を求め、「資格証明書（資格証）」の交付を行うこととなりますが、その際にも、まず文書等で区役所窓口への来庁勧奨を繰り返し行い、来庁できない事情のある方についても、個々の実情把握に努めるとともに、弁明の機会を設け、世帯主及び世帯員の疾病や世帯主の事業の休廃止等の「特別の事情」に該当しないか、慎重に審査を行っています。</p> <p>なお、国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、帰国者・接触者外来を設置する保険医療機関等を受診する際や、軽症者等の宿泊療養及び自宅療養期間中の受診において資格証明書を提示した場合等は、資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこととしています。</p>	
担当	<p>福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納グループ） 電話：06-6208-9872 福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付グループ） 電話：06-6208-7967</p>

番号	8
項目	<p>差押えの中止と納税緩和措置の活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で多くの市民の生活が困窮している状況を踏まえ、差押えは行わないこと。特に持続化給付金やコロナ融資、緊急小口など事業と生活の維持に必要な資金が振り込まれた口座は差押えしないこと（2020年4／2付国税庁指示参照）。 ・被保険者から納付困難の申出があれば申請がなくても納税緩和措置を案内し、積極的に活用すること（「納税の猶予等の取扱要領」）。また、その適用にあたっては担保提供を強要しないこと。
	<p>（回答）</p> <p>納付義務者等から保険料の納付が困難である旨の申出があった場合については、納付義務者等の置かれた状況に十分配慮し、徴収猶予についても適切に対応することとしています。</p> <p>保険料滞納世帯に対して滞納処分を行う際にも、関係法令に基づき財産調査を行い、その結果財産が判明した場合には、判明した財産が差押禁止財産に該当しないことやその財産の状況などを慎重に審査したうえで、まず差押予告を行い、滞納世帯との接触を図り、個々の事情を十分お聞かせいただくとともに自主的な納付を促すなどきめ細かく丁寧な対応を行っています。</p> <p>これによってもなお、特別な事情が無いにもかかわらず、保険料を納めていただけない場合は、関係法令に基づき適正に差押等の滞納処分を行っています。</p>
担当	福祉局・生活福祉部 保険年金課（収納グループ） 電話：06-6208-9872

番号	9、コロナ感染症対策について		
項目	・希望者全員がいつでも、どこでも、何度でも無料でPCR検査を受けられるよう、検査体制を抜本的に拡充すること。		
<p>(回答)</p> <p>本市では限りある医療資源のもと、国の疑似症例の定義などに基づき、発熱等の症状がある方や濃厚接触者などに対して迅速かつ確実にPCR検査を実施しています。</p> <p>検査体制につきましては、従来の「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関等に加え、関係機関の協力のもと、市内に5か所の検査場を設置・運営しています。</p> <p>また、保健所を介さず、地域の医療機関から直接受診調整ができる地域外来・検査センターを設置するとともに、発熱患者が地域において適切に診療・検査を受けることができる「診療・検査医療機関」が指定されています。</p> <p>さらに、令和3年2月から、高齢者や障がい者の入所施設において、また、7月からは通所系・訪問系サービス事業所等においても、従事者の新型コロナウイルス感染をできるだけ早い段階で見つけ、感染拡大リスクを減少させることを目的に、従事者に対して概ね2週間に1回のサイクルでPCR検査を実施しております。</p> <p>これらの取り組みに加え、クラスターの早期発見、早期対応に重点を置き、施設等で複数の陽性者が出た場合には幅広く検査を実施しており、いずれも公費負担により実施しています。</p> <p>引き続き、関係機関との連携を図りながら、検査体制の拡充など感染拡大防止に向け取り組んでまいります。</p>			
担当	健康局 保健所 感染症対策課	電話：06-6647-0739	
	福祉局 高齢者施策部 介護保険課	電話：06-6241-6310	
	福祉局 障がい者施策部 運営指導課	電話：06-6241-6527	